

令和7年度 技術情報第6号

いちご アザミウマ類

令和7年12月23日
静岡県病虫害防除所長

**いちごのアザミウマ類が平年より多く発生しています。
既に施設内に侵入した個体が増殖し、
果実被害の発生が予想されるため、防除の徹底をお願いします。**

1 発生状況

- (1) 県病虫害防除所による令和7年12月上中旬のいちご巡回調査では、県全域におけるアザミウマ類の寄生株率は5.8%（平年2.7%）と平年より多く、発生面積率も50.0%（平年27.5%）と平年より高かった（表1）。なお、この時期の数値としては、過去10年で最も発生が多かった。
- (2) 地域別では、東部で2.2%（平年0.7%）、中部で11.4%（平年6.5%）、中遠で3.8%（平年1.0%）と、県全域において発生が平年より多く、発生面積率も各地域で平年より高かった（表1）。
- (3) いちご病虫害防除員6名からの報告によると、本種の発生について3名が「やや多い」と回答した。
- (4) 既に施設内に侵入した個体が増殖し、果実被害(図3)の発生が予想されるため注意する。

2 防除方法

- (1) 本県のいちごにおけるアザミウマ類の主要種はヒラズハナアザミウマ（図1）であり、本種は花を好んで寄生する（図2）。花における発生状況をよく観察し、本虫の寄生が認められた場合は少発生のうちに防除する。また、必要のない花は摘み取った後、ほ場外に持ち出し、ビニール袋で密閉するなどして適切に処分する。
- (2) 施設内外の雑草や花き類は、本虫の発生源となるため開花前に除去する。なお、開花後の雑草等の除去は、本虫の飛来を助長するため注意する。
- (3) 天敵製剤を利用する場合は、天敵に対して影響の小さい薬剤を選択して防除する。
- (4) 薬剤防除については、[「静岡県農薬安全使用指針・農作物病虫害防除基準」](#)を参照する。なお、薬剤の選択に際しては収穫前日数に注意する。
- (5) 不明な点については、病虫害防除所、農林事務所等の指導機関に問い合わせる。

表1 県内各地域のいちごにおけるアザミウマ類の発生状況(12月上中旬)

		地域 ^a			
		東部	中部	西部	県全域
寄生株率%	本年	2.2	11.4	3.8	5.8
	平年 ^b	0.7	6.5	1.0	2.7
発生面積率%	本年	30.0	60.0	60.0	50.0
	平年	15.1	52.3	15.7	27.5

a)各地域10ほ場、1ほ場あたり50株を調査。

b)過去10年(2015年～2024年)の平均値。



図1 ヒラズハナアザミウマ雌成虫

注) 体色：黒褐色、体長：1.3～1.7mm



図2 いちごの花に寄生するアザミウマ類
(赤矢印)



図3 アザミウマ類による
いちご果実の被害(褐変症状)

【問合せ先】 静岡県病害虫防除所

〒438-0803 磐田市富丘 678-1 TEL 0538-36-1543 FAX 0538-33-0780

ホームページ <https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/norinjimusho/1058658/boujo/index.html>

